

備えの種をまこう。🌱

そば共済

『自然災害等に備えて、農業保険に加入しましょう！！』

近年多発する自然災害に対して備えをしておくことが重要になっています。

こうした中で農業保険は、自然災害等により作物等に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。



○県南支所 0120-059-431 0224-63-2012 ○中央支所 0120-832-141 0229-87-8273
○県北支所 0120-818-413 0220-22-8415

引受について

加入するには

類区分（全相殺方式は夏・秋の別、地域インデックス方式は田・畑の別）ごとに10a以上栽培している方が、組合に加入申込みをし、組合が承諾をすることにより加入することができます。

加入申込期間は

4月20日から6月10日までとなります。

補償される期間は

発芽期（移植期）から収穫するまでの期間です。

- 移植や播種をする時期は、通常の収量が見込める時期です。
- 収穫とは、適期に刈取りし圃場よりそばを搬出するまでとなります。

対象となる災害は

共済金の支払対象になる災害（共済事故）は、風水害、干害、冷害、凍霜害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）、火災、病虫害及び鳥獣害です。

類区分

補償対象のそばの栽培方法等や選択できる引受方式は次のようになります。

類区分		引受方式
1類	夏そば	全相殺方式
2類	秋そば	
3類	田で耕作するそば	地域インデックス方式
4類	畑で耕作するそば	

引受方式は

加入申込みをいただく際に次の引受方式（補償内容）の中から選択いただきます。

全相殺方式

農家の減収量が、基準収穫量に対する支払開始損害割合を超えた場合に共済金が支払われます。

- 全相殺方式に加入するには、収穫するそばの概ね全量を原則として、最近1か年以上の出荷数量を証明する資料の提供について協力を得られる者に出荷しており、かつ、今後も出荷することが確実であること、又は収穫量を青色申告書及びその関係書類により適正に確認できることが加入要件となります。

地域インデックス方式

当年産の統計単収による減収量が、基準収穫量に対する支払開始損害割合を超える場合に共済金が支払われます。（農家ごとの減収量ではなく、統計データによる損害評価となります。）

- 統計単位地域は、農林統計の生産単収が公表される単位（そばにおいて、宮城県では市町村別田畑別の統計単位地域データを用います。なお、市町村別田畑別の統計単位地域データが使用できない場合は、宮城県単位での統計単位地域データを用います。）

※支払開始損害割合（P5）：加入申込み時に選択いただく補償割合に応じた割合

共済金額（補償額）は

次の計算式により算出します。

$$\text{共済金額（補償額）} = \text{基準収穫量} \times \text{補償割合} \times \text{単位（1kg）あたり共済金額}$$

基準収穫量は

基準収穫量（平年の収穫量）は引受方式ごとに次の計算方法により設定されます。

全相殺方式

全相殺方式の基準収穫量は夏そば、秋そばごとに次のように設定します。

$$\text{基準収穫量} = \text{基準単収} \times \text{栽培面積}$$

なお、基準単収は最近5か年の出荷実績又は青色申告書等関係書類から、各年の10a 当たり収穫量の中庸3か年の平均により設定します。

下記の夏そばの出荷実績等がある A さんの基準収穫量の設定

年産	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
10a 当たりの 収穫量 (kg)	30	40	10	20	50

基準単収 $(30 + 40 + 20) \div 3 = 30$ (kg/10a)
 最大値と最小値を除いた中庸3か年の平均から、基準単収は 30kg となります。

基準収穫量 (当年産の栽培面積の合計が 100a の場合)
 30 (kg/10a) \times 10 (10a 単位) = 300kg

地域インデックス方式

地域インデックス方式の基準収穫量は統計単位地域ごとの基準収穫量の合計となります。

統計単位地域ごとの基準収穫量＝基準統計単収×栽培面積

なお、基準統計単収は、統計単位地域の最近5か年の統計単収（農林統計が公表している単収）から、中庸3か年を平均した値となります。

Bさんがそばを栽培する統計単位地域の基準収穫量の設定

年産	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
統計単位地域 単収 (kg)	40	50	20	30	60

基準単収 $(40+50+30) \div 3 = 40$ (kg/10a)
 最大値と最小値を除いた中庸3か年の平均から、基準単収は40kgとなります。

基準収穫量 (当年産のBさんの栽培面積の合計が100aの場合)
 40 (kg/10a) \times 10 (10a単位) = 400kg

補償割合は

引受方式ごとに次の中から選択いただきます。なお、支払開始損害割合は選択した補償割合に応じた割合となります。

引受方式	補償割合	支払開始損害割合
全相殺方式	8割、7割、6割	2割、3割、4割
地域インデックス方式	9割、8割、7割	1割、2割、3割

単位当たり共済金額は

令和8年産

(円/kg)

類区分等	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
夏そば及び秋そば	188	169	150	132	113

なお、経営所得安定対策に係る交付金を申請している農業者（免税事業者と課税事業者別に設定）が選択できるそばの単位当たり、共済金額は次のとおりです。

類区分等	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
夏そば及び秋そば (免税事業者)	561	505	449	393	337
	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
	188	169	150	132	113
類区分等	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
夏そば及び秋そば (課税事業者)	542	488	434	379	325
	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
	188	169	150	132	113

農家負担共済掛金は

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額 (補償額)} \times \text{共済掛金率} \times 45\% \text{ (農家負担割合)}$$

- 共済掛金のほか、事務費賦課金（22円/a）が加算されます。
- 共済掛金のうち、55%が国庫負担、45%が農家負担となります。
- 過去の被害状況に応じて、組合員ごとに掛金率が設定されます（危険段階別共済掛金率）。

損害評価について

被害申告は

加入者は災害発生時に、被害発生のお知らせを組合に行い、組合は被害申告があった耕地について、見回り調査による被害発生状況の確認や損害評価を実施します。

共済金の支払いは

共済金は次のように計算されます。

$$\text{支払共済金} = \text{共済減収量} \times \text{単位(1kg)あたり共済金額}$$

なお、共済減収量は共済金の支払対象となる減収量のことです。引受方式ごとに次の方法により算定します。

全相殺方式

共済減収量 = 基準収穫量 × 補償割合 - 当年の収穫量

※当年の収穫量は出荷団体等に出荷した数量又は青色申告書等関係書類により算定します。

地域インデックス方式

共済減収量 = 基準収穫量 × 補償割合 - 統計単位地域の収穫量

※共済減収量は統計単位地域ごとに算定します。

※収穫量には農林統計単収を用いることから、共済金の支払時期は収穫年の農林統計単収公表後（翌年5月頃公表）になります。